

十日町警察署管内の「ゾーン30」

対策をお知らせします

Q 1 「ゾーン30」とは？

A 生活道路における歩行者等の安全な通行を守ることを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロメートルの速度規制を適用するとともに、表示などの安全対策を組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制を図る生活道路対策です。



路面表示



標識

Q 2 なぜ30キロ規制なのですか？

A 自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると歩行者の致死率が急激に上昇します。このため、生活道路を走行する自動車の速度を30キロ以下に抑制することとしたものです。

十日町警察署管内のゾーン30について

十日町警察署管内のゾーン30は2ヶ所あります。十日町市役所やシルクモール周辺（主に千歳町地内）と、川西地域の千手温泉千年の湯周辺（主に水口沢地内）です。いずれも主要幹線道路に囲まれた住居地内で、その地域の人や通行人がクルマからおびやかされることのない安心できる区域をつくることを目的としています。これからも関係機関により同様のゾーンの普及に努めていきます。



- 凡例
- ゾーンエリア（区域）
 - ゾーン30標識・路面表示

